

# 「露・独再保障条約」不更新問題の再検討

岡 部 健 彦

【要旨】 再保障条約の不更新が、ビスマルク体制を崩壊させる原因となったことについては、主として後の露仏二国同盟の成立という結果から説明されている。しかし、ロシアがフランスとの結合を求めに至ったのは、この再保障条約が消滅した直後であつたのではない。本稿は、ビスマルク体制崩壊の理由づけを、この体制自体の構成に検討を加えることにより、その中に位置を占めていた再保障条約の消滅が、この体制全体に対してどのような意味をもつべきものかという点に焦点をしぼる側面から試みたものである。再保障条約は、東方に対する列強の利害政策から生じたベルリン会議の商議外交と、ビスマルクの構想するヨーロッパにおける列強均衡政策という二つの原理を接合する機能をもち、それを基礎として、ビスマルクのヨーロッパに対する主導権が可能となつたものと考えられる。したがって不更新を決定した「新航路」の政策は、ビスマルク体制の本旨を誤認してこの体制を崩壊させ、ドイツの潜在的覇権の地位の自ら放棄したものであると論じてみた。

史林 五〇巻二号 一九六七年三月

## はじめに

一八九〇年三月二〇日におけるビスマルクのドイツ帝国宰相辞任は、たんにドイツという一国家の政治指導の交替

なければならぬ。なぜなら、一八七一年以後におけるヨーロッパ列強の国際秩序は、この時点に至るまで、まさにヨーロッパ的政治家としてのビスマルクによって体系だたられ、操作されてきたからである。

を意味するにとどまるものではなかつた。彼のヨーロッパ政治の主導的地位からの退席は、ドイツの政治的指導が、今後ヨーロッパ国際関係の全般的な編成と展開に対して、原理的に重大な変化をひきおこすべきものとして注目され

いものであることは、今日では異論はない<sup>①</sup>。少くとも彼は一八七一年以後はヨーロッパ平和政策に努力している。し

かし第一次世界大戦の勃発という地平に立って、帝国とヨーロッパの発展を顧るときに、ドイツが大戦の責任を負っていることは否定しうべくもない。もちろんヴェルサイユ条約のように、大戦の責任をドイツのみに一方的に帰着させることの不当であることは、その後の歴史学的研究の諸成果が論証しているところである。しかしドイツの帝国主義的世界政策への躍進が大戦の最も重大な原因のひとつであったことは、もはや自明のことに属する。たしかにドイツ帝国は、第一次大戦前に世界強国 *Weltmacht* になろうと懸命に努力したのであり、巷間に語られているようにイギリスにとって代って世界的国際体制 *Weltstatensystem* における覇権強国 *Hegemonialstat* の地位を継承しようとする野望をいだいてはいなかったにしても、世界強国としての同等の権利を認められようとして、きわめて精力的に自己主張を遂行したのであった。<sup>②</sup>

それ故、ドイツ帝国の世界強国への衝動は、ビスマルクの隠退後に生じたことである。そこから、一八九〇年の宰相辞任後に、皇帝ヴィルヘルム二世達によって世界政策が推進されたとする教科書的通説が想起される。つまり「新

航路」の発足と同時にドイツの世界政策が開始されたかのように考えられ、その最初のシグナルは、ロシア・ドイツ間に存在した再保障条約に対してドイツ側からその更新を拒否したことによって示されたと思われるがちであった。しかしこのような通説については、すでに訂正が加えられており、少くとも再保障条約の不更新がドイツの世界政策の開始を意味するものではなかったことが確認されている。<sup>③</sup>

ところで、この条約の不更新は、それにも拘らず、ビスマルク失脚の直後に生じた「新航路」ドイツの対外政策の最初の成果なのであり、我々はこの問題を一八九〇年三月の時点においては、ドイツ世界政策と関連せしめ得ないにしても、なおもう一度、過去のビスマルク的同盟政策との関連という側面から眺めておく必要がある。何故なら、ビスマルクのすぐれてヨーロッパ的な政策がこの再保障条約の不更新によって崩壊しはじめるということは、殆んど通説となっており、また事実その通りなのであるが、ただその理由は、主として、一八九一年から動き出す露仏二国同盟の成立という観点から論ぜられているからである。つまり、ロシアとフランスの提携というビスマルクのもっとも

おそれていた結果を導き出すことになった根源が、再保障条約の不更新にあると見られるところから、同条約の不更新がビスマルク体制を崩壊せしめるものであったとされているのである。

このような後の発展から見た批判的論議は、すではやくから語られていた。それには次のような事情がある。

この再保障条約は秘密条約であり、ドイツ、ロシアの両国民も、それが存在していた当時はもちろんのこと、その不更新の事実すら知らなかった。ましてや両当事国以外の諸国においては、それに関知するところは殆んどなかったのである。このような再保障条約について、その存在ならびに不更新の事実を暴露し、世論の注目をひく契機を誘致したそもその張本人は、実はすでに政権から隠退していたビスマルク——本条約の締結に主導的に寄与したビスマルクその人であった。すなわち、一八九六年一〇月二四日（当時の帝国宰相はホーエンローエ侯、外務卿はマルシャル）の「Hamburger Nachrichten」紙上に「ビスマルク侯とロシア」という論説が掲載され、そこにビスマルクの談話から直接由来していると思われる次の記事が述べられていた。

「この時（一八九〇年）までは、ロシアとドイツとは、両国の一方が攻撃を受けた場合には他方は好意中立を維持することに ついて、完全に諒解していた。すなわち、もしも例えば、ドイツがフランスから攻撃を受けるとするならば、ロシアの好意的中立が期待される筈であり、もしもロシアが自己の側から挑発することなく攻撃を受けた場合には、ドイツの好意的中立が期待されるものであるということについて、完全な諒解が成立していた。この協定は、ビスマルクの退職後には更新されなかった。そして我々がベルリンにおける事の成行きについて正しい情報を知らされるならば、この相互的保障の継続を拒否したのは、帝国宰相の交代を不快に思っていたロシアであったのではなくて、実はカプリヴィ伯（ビスマルクの後継者）だったのであり、ロシアは相互的保障を継続する心算になっていたのである」<sup>④</sup>と。

一八九六年当時には、すでに露仏二国同盟の存在が公然と知られており（この同盟条約の内容については発表されてはいなかったが）、ドイツは東西二正面戦線に苦慮しなければならぬという、あのビスマルクのもっとも恐れていた事態

が、すでに現実のものとなつてしまつていた。したがつて、このような状態へとドイツ帝国をおち入らせたことに對する外交上の責任が、ビスマルクと党の側から帝国の政治指導に對して向けられることになつたのであり、その攻撃が再保障条約不更新の暴露という形で手きびしく示されたのであつた。以後この問題は、ドイツ帝国の外交指導に關して、しばしば論議が繰返されることになり、第一次大戦後にも、戦争原因の探究において、露独間の対立、露仏同盟成立の最も重要な原因として、いち早く重視されることになるのである。

しかし、一八九〇年三月に、ビスマルクの後継者達が、この条約を更新しないことを決定した時には、もちろん露仏同盟はまだ存在していなかつたのであるから、彼等の政策決定そのものがビスマルク的ヨーロッパ体制を崩壊させるものであつたかどうかは、まずビスマルク体制それ自体との關連において考慮しなければならぬのであり、この点については、必ずしも充分な検討がなされてはいないやうに思う。本稿の目標は、ビスマルク体制の崩壊という、古い研究史の角度から再検討を試みることにある。

① 拙稿「ビスマルク問題覚書」『西洋史学』第七〇輯、昭四一)

② Dehio, L., *Gleichgewicht oder Hegemonie*, Krefeld 1948, S. 196 ff. 拙稿「ヨーロッパ國際政治」『世界歴史』人文書院、第六卷、昭四一、三五一頁以下）\*および「Das Europäische Staatensystem」について

の覚書」(奈良女子大学文学会『研究年報』K昭四一、二頁以下)参照  
③ 中山治「露独再保障条約の不更新とドイツの政策転換の問題」『西洋史学』第九輯、昭二六)

④ Hofmann, H., *Fürst Bismarck 1890-1898*, Bd. II, 1913, S. 370 ff., zit. in: *Die Große Politik der Europäischen Kabinette 1871-1914* (以下G. P. 略), Bd. VII, S. 42, Anm. \*

## 一

そこで、まず再保障条約の不更新が決定されるまでのドイツ側の外交政策を、時の経過にしたがつて、あらまし辿つて見る。<sup>①</sup>

再保障条約は一八九〇年六月一七日をもつて満期となるものであつたが、この点の取扱いについては、すでに前年末、すなわち八九年十二月に、ロシア政府の側から期限延長の意向をもつて、ドイツに對し打診が開始されていたとされている。そして翌九〇年二月一〇日、ベルリン駐劄ロシア大使シュヴァロフ伯は、ビスマルクと面談して、条約の期限延長について賛意を得、ビスマルクはこれを皇帝ヴ

イルヘルム二世に伝えて、その同意を得た。その結果シュヴァロフは、条約更新問題について本国政府と打合せを行うべく、二月二七日ペテルスブルクに向つてベルリンを出発した。<sup>②</sup>

シュヴァロフは、条約延長に関する交渉の全権をロシア皇帝から授けられて、三月一七日午前ベルリンに帰任し、たゞちにビスマルクを訪れてロシア政府の正式な更新意向を通報した。しかしこの時、すでに、ビスマルクの宰相辞任は決定的となつており、彼は翌三月一八日に辞表を呈出するのである。そこでシュヴァロフは、ビスマルク辞任の場合に条約更新問題に関するドイツ側との交渉を如何にすべきかに就きペテルスブルクに問合せてその訓令を求め、かつその旨を三月一九日ドイツ外務卿ヘルベルト・ビスマルク（ビスマルク宰相の子息、以下ヘルベルトと称す）にも通知した。<sup>③</sup>

ところが、ヘルベルトは、かかるシュヴァロフの処置を形式的事務上の障害以上のものと理解しようとし、翌三月二〇日カイザーに対して、「（ドイツ）皇帝がビスマルク侯の罷免を実施することに何ら躊躇を覚えるものでないこと

を知つた後には、（ロシア）皇帝アレクサンドルは秘密条約の延長を断念するであろう。なぜなら、このような秘密の事情は新任の宰相とは商議され得ぬものであるから」とシュヴァロフが語つた旨を上奏した。<sup>④</sup>

外務卿のこの報告に対し、カイザーは直ちに条約更新に対する同意をシュヴァロフに伝えるようにとヘルベルトに指示した。そればかりではなく、彼は侍従武官をロシア大使館に差し遣し、翌早朝シュヴァロフが参内するよう要請し、三月二一日、ロシア大使に対し、外務卿を介することなく、直接に条約更新を受諾する旨次のように確言したのである。

「……ヘルベルト・ビスマルク伯は、今おこつた変化（宰相の辞任）のために、貴下がわれわれ（ドイツとロシア）の秘密条約の更新についての商議を継続することを躊躇してゐる旨、余に伝えたが、余は全く貴国君主の意向に添うつもりであることを彼（ロシア皇帝）に通じてもらいたい」と。

これに対して、シュヴァロフは、彼が宰相の更迭のために交渉を中断して、新しい訓令を本国に乞うたにすぎぬことをカイザーに伝えた。事実、ロシア皇帝は、このカイザーとロシア大使との会談を伝えたシュヴァロフの報告に満足

して、更新の商議を続行するように指示し、三月二五日には秘密附帯議定書はすしした新しい訓令を発送したのである。<sup>⑥</sup>

かくて条約更新は、ただ形式上の手続の問題にすぎないものように思われた。この条約の更新延長に関しては、ビスマルクとヴィルヘルム二世との間には、なんら見解の対立はなく、宰相の更迭にもかかわらず、更新に支障をきたすべき障礙はないものと考えられた。すなわち、条約更新に對するドイツの政策は、ビスマルクの辞任によつてなんら変更されるものではなかった。まして、再保障条約更新に關するカイザーとビスマルクとの意見の齟齬が、帝国宰相の辞任の原因にはなつていなかったのである。<sup>⑦</sup>

ところが、この間にドイツ外務省においては、更新に反對する意向が形成されていたのであつた。三月二三日(土)午前一〇時に、外務次官ベルヒェムと外務省参事官ホルンシュタインおよびラシユダウの三人は、新しく帝国宰相に任命されたカプリヴィに對して、共同で意見具申をおこない、再保障条約について説明協議した。これは三月二五日付で

ベルヒェムの覚書として淨書され、同日カプリヴィの閱覽を経たのち、二八日には外務省公文書綴の中に集録されているが、これこそは、再保障条約の不更新を決定的なものと大転換させるに至つた貴重な記録である。本稿はまさにこの覚書の性格を論ずることに中心目標がおかれることになるので、相当長文であるが以下にその全貌を示したい。(文中<sup>⑧</sup><sup>⑨</sup>……の記号は次節に對する便宜のために付したものである。)

一八九〇年三月二五日、ベルリンにおいて

④ その更新が問題になつている条約は、局限化がきつて困難な戰爭を惹きおこす意図を含んでいる。この条約によれば我々は、以前にも、そして恐らく今日でも我々が回避し得るし、また避けるべきである——ビスマルク侯の考えもまた同じであるが——全般戰爭を、この方法で容易に招くことになるに違いない。我々が中立的態度をとる場合ですら、我々は結局は一八七八年の有難くない立場にきつと陥ることになるであらう。

⑤ 更新するべき条約のために、いづれにせよ一強國は我々によつて欺かれる。しかしおそらくは、二つの問題になつている東方の隣國がそれによつて恐ろされることになるだろう。なぜなら、ブルガリア問題の發展において、差当り最初の危機には、我々は、

オーストリア人に対して同盟援助を拒絶することになる。それでもこの問題がさらに拡大するやいなや、前帝国宰相のしばしば表明した意見によれば、オーストリア・ハンガリアが苦境に陥る時には、我々はオーストリア・ハンガリアのために闘わなければならぬのであり、そのことによって今度はロシア人に対して誠実さを犯すことになるからである。そこからは好ましい平和が生じて来ないのであり、クリミア戦争の際にオーストリアのロシアに対する態度から生じた、二大国民の持続的な不快が増長することは確実である。

○ この条約は、平和時において、すでに我々をロシア人の掌中に引渡すことになる。ロシア人はこの条約でもって、我々とオーストリア、イタリヤ、イギリスおよびトルコ政府との関係を、いつでも暗くしうる証文を入手することになる。我々は近年来とくにイギリスとイタリヤに対して、コンスタンティノープルにおいてスルタンを支持することを常に通報して来た。この文書（再保障条約）の中では、我々は反対の発言をしているのであり、① そこでは我々は、コンスタンティノープルの関門たるブルガリアとならびに両海峡を条約によってロシアに引渡している。事態がロシアにとって危うくなった時には、オーストリアはベテルスブルクからこの協定についての通報を受けて、我々を犠牲にしてロ

シアと個別的和解を結ぶかもしれない。そのような場合には、この個別的和解は、我々の不信行為という完全に根拠のないことではない疑念のために、オーストリア・ハンガリアにおいて支持を得るかも知れない。

② この条約はなら相互性を与えていない。本条約から生ずる利益はすべてロシアに役立つものである。③ フランスはロシアの協力が確実でない限りは我々を攻撃しないであろう。しかしロシアが東方戦争——それがこの条約の意図である——を開始し、しかも同時にフランスが我々に対して戦端を開く——それは予期されることである——時には、ロシアの我々に対する中立は、いずれにせよ諸股の関係から与えられる。すなわちロシアの我々に対する中立は、条約がなくても、そのような場合にはロシアの利益なのである。したがってこの条約は、その傾向においてドイツ・オーストリア同盟と一致し難いということは別にしても、フランスの攻撃に対して我々を安全にするものではなく、これにひきかえロシアに対しては、ドナウ河下流においてオーストリアに対する攻撃の権利を与え、しかも我々のフランスに対する攻撃を妨害するものである。

したがって、将来のヨーロッパ戦争の時点の決定は、この条約によりロシアの掌中におかれることになる。目下の兆候によれば、

ロシアが、ドイツに掩護されて、すぐにも戦闘を開始することを利益とすることは全くありえないことではないように思われる。我々および我々の同盟者達の軍事的利益が、このロシアの開戦と一致するかどうかということはどうでもよいのである。

④ この協定は、三国同盟の条文の辞句ではないにしてもそれの精神に直接対立しており、ロシア人が南方において突然進出する場合に、この協定が我々を友好列強との対立に陥れることは、容易に予測しうるところである。この条約は、だから、実際にも実施し得ぬのである。

⑤ カルノキー伯（オーストリア外相）は、我々のこれまでの立場を快く容許しようと非常に努力され、ロシアによるブルガリア占領がオーストリア・ハンガリアにとっては戦争状態を構成するものであると宣言することを回避した。またハンガリアの有力な大臣デジデル・シラジは、バルカン半島における利益範囲の分割に賛成するであろう。しかしそれでも皇帝フランツ・ヨーゼフは、ロシアの進出に対しては、セルビアないしルーマニア国境における軍隊の配備をもって応えることであろう。この動員は、場合にはガリツィア国境における軍事的反応と、したがって恐らくは我々のオーストリアに対する *casus foederis* の発生とを結果として生ずるであろう。オーストリアの政策が中立的態度に傾

いている場合でも、対外問題において強硬なハンガリア議会はオーストリアの政策を牽制するであろう。カルノキー伯はロシア人を全く一八五四年の立場に立たせることはできぬであろう。紛糾はすではやくから始まであろう。事件の早期の段階においては、オーストリアの軍隊はセルビア国境を越えなければならぬであろうが、このことはロシアの盟邦たるセルビア人とモンテネグロ人との闘争へと導き、おそらくは我々のオーストリアとの *casus foederis* を誘致するに違いない。しかしオーストリアの動員がルーマニア国境においてもおこなわれるならば、程なく我々にとつてはなおルーマニアの *casus foederis* もまた効力を生ずることになる。したがって我々は、ロシア人に対して我々の約束を守ることができなうことなる。

ブレヴナの作戦根拠地を予め確保せずに行われた経験によれば、六万の充分に装備されたブルガリア軍に対して、ロシアがヴァルナにおいて上陸行動を開始することは到底ありえない。したがってロシアはルーマニアの中立を侵すのやむなきに至るであろう。それ故、我々に関係あるルーマニアの *casus foederis* は、西部ばかりではなく、東部においても問題になるであろう。我々がルーマニアを見捨てるならば、我々は同国をロシア人の腕の中に追いやることになる。さらに、ロイス公の報告によれば、数日前に

カルノキー伯は、オーストリア・ハンガリアはセルビアの敵意を考慮して、戦争の場合にブルガリア軍との協力を当てにせざるを得ぬであろうと言及している。この条約によれば、我々はこの点において非友誼的態度をとらざるを得ぬことになるであろう。

もしも我々がブルガリアの自治を犠牲にするならば、我々はイタリアとも離間することになるであろう。クリスピー（イタリア首相）は、目下のところ彼の地位はしっかりしてはいるが、しかしバルカン諸国の独立に反対する政策を行うことはできないであろう。本条約によって我々がオーストリアの東方政策に反対しなければならぬ場合には、直ちに、イタリアもまたオーストリアとの同盟を固執するわけにはいかず、自由の手を獲得して、自己の利益を見出し得るところにおいて、すなわちオーストリアの犠牲において自己の利益を追求するであろう。

① 一八八二年および一八八七年のイタリアを含む三国条約（三国同盟）の第一条と第三条、ならびに我々とイタリアとの個別条約（エーゲ海沿岸地方）は、その精神において、更新されるべき条約によって、ともに毀損される。

トルコに關していうならば、同国は、かかる協定のために、すでに平和において常にロシアの腕の中に追ひこまれることになる。我々はさまざまな機会にトルコに対してその軍備——それは西方

に對抗するものでないことは明らかであるが——を強化するように勧めて来たのであるが、ロシア側から秘密が洩らされた場合には、トルコは我々が行ってきたかかる助言よりもなおもっと容易にロシアの影響下に陥るであろう。従って我々はかかる助言と撞著することになるであろう。

ロシア人が我々の東部国境に軍備を増大し、彼等の攻撃的意圖をその地方とバルカン半島に向ければむける程、それが我々にとって有利であるということは、疑いを容れぬところである。ビスマルク侯の辞職した後の今日の状況がどのようなものであろうとも、ロシアはブルガリアの冒險をやはり容易には企てないであろう。いま論議されている協定は、したがって南東方面に対するロシアの野望を牽制するという効果をもたらさぬであろうし、それどころか前述のようなあらゆる不利をもちろん招来するものである。あるきわめて複雑な政策は、その成功がそうでなくとも常に問題であったのだが、そのような複雑な政策を我々がこれからも更に継続して行うことは、三〇年間の実績と外国におけるまさに催眠術的な影響力に基づいてその活動をおこなうことができたところの政治家（ビスマルク）の隠退した後には、できないことである。しかしながら、① ビスマルクにとってさえも、この条約から利益を引き出すことには成功しなかった。すなわちこの条約

は、ロシアに対する危機をやらんだ情勢に当面して、我々を防衛してはくれなかった。我々の国境におけるロシア軍隊の集結に対し、またツァーのはげしい不機嫌に対して我々を守ってはくれなかった。いずれにしろ、この条約から、我々は多くのものをロシアから得ることは決してなく、むしろ我々にとっては、条約から不利なものが他の方向において増大することになるであろう。

我々は、過去二六年間の成果を確保せんがためには、静穏で明瞭で誠実な政策を行わなければならぬであろう。ドイツ帝国の維持と振興とは、この方向において成功することは確かであり、危険な外交上の冒険によってはいくまゆくかぬであろう。ビスマルク侯は、そのような賭事がナポレオン三世に対してすら適切なものではないと考えていた。ナポレオンは、彼がベルギーの夢から覚めた時には、何らの約束も入手していなかったのであった。<sup>(8)</sup> 現在企てられている協定は、フリードリヒ大王のウエストミンスター条約を想起せしめるものがある。大王がこの条約をヴェルサイユ条約と矛盾するものではないと思つたのは間違っていたのであり、したがってそのために、七年戦争と彼の孤立を惹起したのであった。

ビスマルク侯はそれでもブルガリアに対するロシアの進入の危険をやはり軽視することはなかった。かかる理由から、彼が願望

するところは次のようなものであったのである。すなわち、東方における動揺が生じてくるとしたならば、その不安はブルガリアにおいてではなくて、ギリシアの海域において勃発し、それによってロシアに対するイギリスおよびトルコの対抗がむしろ惹起されることになるということである。

それ故、この協定の更新に対しては、重大な疑念が向けられるのであるが、我々は、それにも拘らず、これまでの立場において外交的に、しかしながら拘束をうけずに、次のこと、すなわち、ロシアはブルガリアにおいてはその影響力を有効ならしめるといふ充分に根拠のある権利をもっているという意見を確認しなければならぬ。我々はアレクサンドル皇帝を以前と全く同じように寛大に取扱わなければならぬし、それどころか出来ることならば、我々の平和政策に対する信頼をめざめさせるためには、その処遇をもっとよくしなければならぬであろう。しかも我々は、ウィーンにおいては、ブルガリアについての我々の見解をこれまでの方法で表明しなければならぬであろう。何故なら、<sup>(9)</sup> ブルガリアにおけるロシアの希望を沮喪させることは、我々に対する反感へと転ずるであろうから、ロシアの希望を失わせぬこと、しかも同時に、南東ヨーロッパにおいてロシアに対する他列強の対抗を眠りこませずにおくことは、我々の政策の切実な利益であるからで

ある。我々は、ロシアの注視を海峡問題へ向けることが我々の利益であるということも主張しうる。この海峡問題においては、イギリスと恐らくはフランスとの間にロシアを含めて対立が發展するであろう。しかし我々はこのことに関して何の素振りも示さぬように振舞う方がよいであろう。

⑭ フランスとロシアとの提携という危険は、今日ではなお數年前よりも少くなっている。我々がフランスとの紛争を望んでいない時に、ブルガリアの冒険をおかすように我々が勧めることよつて、かかる提携を促進することは全く我々の利益にならぬ。

⑮ ビスマルク侯は、今日では大戦争というものは国民の活気ある感情をとまわなければこれを遂行することはできぬ、ということを帝國議會において繰返し陳述してきた。もしも我々が政治的混亂に際して、最初は理解し難い演技を行い、あたかも我々が同盟仲間を見捨てるかのような様子を見せておいて、しかも後になってようやく行動をおこすとしたならば、そのような熱狂は生じてこないであろうし、我々の態度はドイツ国民にとって不可解なものであることだろう。

それ故、我々は、ロシアのイニシアティブによつて与えられた機会を、協定から身をひくことに利用する理由を充分もっている。このことはきわめて友好的に行われなければならない。

ベルヒエム

以上が三月二五日付の外務次官覚書である。こゝに述べられている個々の点については、後であらためて検討するが、この覚書が、一八九〇年三月下旬当時にドイツ外務省の首脳部がいだいていた対ロシア関係を中心とするドイツとヨーロッパ政局の全般的な理解を示していることはいうまでもない。そしてこのような見地から、再保障条約は更新されるべきものにあらずとする見解がうち出されていることも、明らかに示されているところである。

この間、三月二三日から二八日にかけて、外務卿がヘルベルト・ビスマルクからマルシャルに更迭したのであったが、このマルシャルの任命には、再保障条約を更新しないという新宰相と外務省の意向が強く作用していたといわれる。すなわち、マルシャルの外務卿任命には、彼の不更新に対する同調が前提条件となつたのである。

しかも、さらに当時、別の用件のために三月二日以来ベルリンに帰っていたペテルスブルク駐劄ドイツ大使シュヴァイニッツもまた、ホルシュタインの提示したドイツの諸条約を知ることによつて、再保障条約の更新に対して疑

念を示すことになった。<sup>⑩</sup>

かくて三月二十七日、新宰相カプリヴィはシュヴァイニッツと同道でカイザーに拝謁し、更新反対の意見を上申した。この模様は、次に示すカプリヴィの三月二十八日付覚書に記されている。<sup>⑪</sup>

一八九〇年三月二十八日、ベルリンにて

昨日、余とシュヴァイニッツ大使とは陛下(ヴィルヘルム二世)に対して、今問題になっているロシアとの秘密条約の更新について上奏を行った。その際我々(カプリヴィとシュヴァイニッツ)は一致して次のような意見を具申した。すなわち、このような更新は、確かにロシアをして他の諸国と同盟を結ぶことを不可能にするという結果を得ることになるであろうが、しかし条約の諸決定は、その条文においてよりもむしろその精神において、三国同盟我々がルーマニアと結んでいる条約、およびドイツ側からイギリスに及ぼしてきた作用と充分に一致し得ない結果をもつことになるであろう。この条約が知れわたることは、それが意図的な秘密漏洩によるものである、あるいは偶然的な漏洩によるものである、いずれにしても三国同盟を危うくし、またイギリスを我々から離反させる作用力がある、と。シュヴァイニッツ氏は、ロシアの側で意図的に秘密を漏洩することは、それがツァーの気質に合わぬ

ものであるが故に、また秘密漏洩はロシアにおいては政府に反対する輿論を刺戟するであろうが故に、全く起り得ないことであると思っているが、しかし大使は、他の仕方での漏洩の可能性があり得ざることはないということも認めた。これに対して陛下は次のように下命された。すなわち、大使はロシアに帰任した時、その地において適当な場で、こちら側(ドイツ)としては以前と同様今後ともロシアに対し最善の関係を維持せんとする確乎たる意志があるのであるが、しかし目下ドイツにおいて行われた人事の交替は、さしあたりは平静を維持し、いかなる行き過ぎの交渉にも立ち入らぬように努めることを我々に示唆しているのであり、我々が条約の更新を放棄することを得策であると思考する所以は、かかる人事の交替という点に存するのであると表明すべきである、と。

カプリヴィ

さきに、三月二日にはロシア大使シュヴァロフを直き直きに召して、更新に対する言質を与えたヴィルヘルム二世は、いまや一週間も経たぬうちに彼の新政府首脳の一致した反対意見に遭って苦境に陥ったのであり、結局は外務省の意見に動かされた新宰相の上奏に屈したのであった。<sup>⑫</sup>

かくて前記のカプリヴィ覚書の主旨にもとづき、三月二

八日、シュヴァイニッツはベルリン駐劄ロシア大使シュヴァアロフに対して、再保障条約不更新というドイツ政府の最終的意向を伝え、シュヴァアロフは即日ロシア本国政府にそのことを打電した。またシュヴァイニッツは三月三十一日ペテルスブルクに帰任して、同夜ただちにロシア外相ギールスに面会し、同様の主旨を詳細に報じ、さらに四月三日にはロシア皇帝アレクサンドル三世に拝謁して、同じくドイツ政府の意向を奏し、こゝにドイツ側から、再保障条約の不更新がロシア側に言渡されたのであった。<sup>⑧</sup>

- ① 再保障条約不更新を決定するに至ったドイツ側の経過については、鹿島守之助『ビスマルクの外交政策』（第三版、昭三九、第十九章）と前掲中山論文（『西洋史学』第九輯）が詳細にあつて、ついで、
- ② Gorainov, The End of the Alliances of Emperors, in: American Historical Review, vol. XXIII, p. 340 ff. Vgl. G. P. VII, S. 3. Ann. \*\*
- ③ Bismarck, O., Die gesammelten Werke Bd. 15; Erinnerung und Gedanke, Berlin 1932, S. 526.
- ④ G. P. VII, Nr. 1366 u. 1367. ルヘルトは、再保障条約の更新政策を手段として、父の宰相としての政治的生命をのばそうとする下心をもつて、たゞごとくがわれる。
- ⑤ G. P. VII, Nr. 1373, Anhang, S. 21.
- ⑥ Vgl. Oncken, H. Das Deutsche Reich und die Vorgeschichte des Weltkrieges, Bd. II, 1933, S. 388.

⑦ ビスマルクの辭任が再保障条約に対するヴィルヘルム二世との意見対立に起因しているような印象を与えることになったのは、カイザーの後の発言が影響しているのである。すなわち、一八九一年一月二二日付のカプリヴィのホルンシュタイン宛通報によれば、次のようなカイザーの発言が見られる。「カイザーは自らカルノキー伯にむかつて、ビスマルクは最後の時期に、彼（カイザー）を誘つてロシアとある条約を結ばせようとした。この条約によれば、我々（ドイツ）がオーストリアに対して引受けている義務は相殺されたことであらう。このことが彼（カイザー）と侯（ビスマルク）との間を引き裂く主要な原因であった、と伝えた」。このカイザーの陳述が一八九〇年三月当時の事実でないことは明らかである。Oncken, a. a. O., S. 390, Ann. 2. ビスマルクの失脚理由に関しては、林健太郎『ビスマルクの失脚をめぐる諸問題』、『史学雑誌』第六七編、第二号、昭33）参照。

⑧ G. P. VII, Nr. 1368, S. 410. なお、この外務次官覚書の基礎となつた三月三日の協議が、ホルンシュタインの発議によるものであったことは明らかである（ebenda, S. 4, Ann. \*\*）。ホルンシュタインはこの協議の行われた事情について後に（多分一八九八年）記事を残している。「ある朝かなり早く新宰相（カプリヴィ）は（外務）省に現われた。その時には参事官では私だけがそこに居合わせたのだったが、彼は秘密のロシア・ドイツ条約草案を提示させようと私に求めた。私は（外務）卿（当時ルヘルト・ビスマルクは辭表を既に提出してはいたが、なおそれが認可されたのは三月二六日である）が居合わせないのだがと、カプリヴィの明白な正当性に対して余計な意見をのべた。それに対してカプリヴィは、外務卿は万事も目にかけさせまいと彼に言つたと応えた——それは勿論当然のことであった。私は本部に使を出して、課長（グスタフ・メヒラー）に条約文書類をもつてくるように依頼した。カプリヴィが読んでいる間に、私は彼の承諾

を得て次官と二人の政務参事官に報告をした。彼等（次官と二人の参事官）が現われた時、我々は宰相と条約のことを話したが、宰相の要望で我々はすぐに我々の見解を記録にもした。（Die Geheimen Papiere Friedrich von Holsteins, Bd. I: Erinnerungen und politische Denkwürdigkeiten, Göttingen 1958, S. 128 f.）この後の記事では、あたかも彼はカプリヴィの要請に応じた受動的立場のような印象をうけるが、それは彼自身の誤認にもついている（恐らくは故意の歪曲であろう）。なおここに記された回想文においても、ホルンシュタインがビスマルク父子の失脚の際に、彼等の再起を不可能にする陰謀をめぐらしていたことがうかがわれる。

⑨ 中山治一、前掲論文『西洋史学』第九輯、四四頁以下。

⑩ G. P. VII, S. 10, Ann.

⑪ G. P. VII, Nr. 1369.

⑫ 条約更新を望んでいたカイザーは、カプリヴィ及び外務省の反対意見に対して、シュヴァイニッツが自分の味方になってくれることをたのみに、彼に相談することをカプリヴィに命じたのであったが、そのシュヴァイニッツも今や新宰相達に同調するに至った。そこでカイザーは「しからば遺憾ながら（条約更新を）断念する」と語り、新政府首脳の方策に屈したのであった。（G. P. VII, Nr. 1392, S. 49.）この際カイザーは、新宰相を罷免してまで再保障条約の更新を実現しようとはしなかった。「カイザーは、実際には彼の新しい助言者達のようにたどらなかった。」「カイザーは、実際には彼の新しい助言者達の圧力、あり体にいえば、最後通牒に譲歩するより他にいたし方がなかったのである。彼は五年後にシュヴァロフ伯に向つて、二四時間以内

に新内閣の危機をひきおこすことは不可能であった、と自ら告白してゐる」(Onken, a. a. O., S. 389)

⑬ G. P. VII, Nr. 1370 u. 1371.

## 二

再保障条約は、以上のような経過をたどつて、ドイツ政府の人事更迭とからみながらきわめて短期間のうちに、ドイツ新政府の方針転換によつて、ドイツ側から更新を拒絶されたのであつた。ビスマルク父子の政権への復帰の下心と、それを妨害し大宰相の失脚を決定的なものにしようとする陰謀とが、とくにホルンシュタインの背後からの操作によつて暗躍したこと、つまりビスマルクの政治的生命を最終的に息の根をとめるための手段に、本条約更新の問題が利用されたことは、今日までの史料公表と研究とが如実に物語っているとこである<sup>①</sup>。しかし一八九〇年二月ないし三月におけるドイツ帝国の政治指導権をめぐる権力闘争という興味ある問題が、ここでは関心の焦点にあるのではない。問題は、再保障条約の不更新がドイツ「新航路」政府の政策として決定された政治的根拠を吟味することであり、それによつてビスマルク的ヨーロッパ体制に対してこの不更新がどんな意味ないしは効果をもつことになつたかということ、すなわち、ビスマルク体制におけるヨーロッパ列

強の星座関係にとつて、再保障条約の不更新が何を意味しているのか、という点なのである。

従来指摘されることは、前にも述べたように、不更新がロシアをしてフランスに接近させる契機をつくり、露仏同盟成立の原因となつたという点であり、そのような結果を誘致することによってビスマルク体制を崩壊させる重大な原因を形成したということである。確かに不更新がフランスとロシアの接近を容易にする可能性を開いたことは認められなければならない。しかし不更新が直ちに露仏同盟成立の直接的な、しかも唯一の原因であつたとは言ひ難い。この点については、それ自体ひとつの重要な研究テーマとして別に考察される必要があるが、少くとも、ロシアは不更新の直後には、如何なる形においてであれ、なおドイツをパートナーとして選ぶと努めたことは確かである<sup>②</sup>。それ故、このような露仏の接近という、次に来るべき発展を指摘する前に、まず再保障条約の不更新ということが、ビスマルク体制そのものにとつてどのような關係に直接、たつものであつたのかということが考察されなければならない。そこで、不更新を決定的なものとした理由は、あの「ベ

ルヒェム覚書」が雄弁に語つているところであり、何よりも重要な直接的史料を提供していることは、いまさら言うまでもないことなので、この「覚書」を検討して見るのが当然要求されてくる。この点では、オットー・ベッカーの論評が詳細をきわめていたので、以下にそれを紹介する。<sup>③</sup>（前節で「ベルヒェム覚書」に付した④、⑤、⑥……はベッカーが逐次挙示した箇所である）

④ 「覚書」は、再保障条約が戦争を誘致し、その局地化はきわめて困難であるとしている。しかしビスマルクがこの条約でドイツのために平和を維持しようとしたことはいうまでもない。ロシアが好戦的になつた場合に、この条約は確かにロシアのコンスタンティノーブル進出を助ける効力をもつていた。しかしそのようなロシアの進出は、なによりもまずイギリスと衝突するものであり、ドイツはその際紛争から離れていることができた筈である。しかし、そのような可能性を条約で得ていたロシアにおいてさえ、当時ギールス外相は、ロシアとドイツの間の平和を確保して汎スラヴ主義者が追求していたフランスとの同盟を排除し、ドイツとの提携政策に彼の後継者達を予め方向づけようとしていた。しかも彼は、再保障条約の祕密付帯議定書を断念して、ロシアのコンスタンティノーブル進出に対するドイツの承認を放棄してもよい

とさえ考えていたのである。ロシア皇帝が平和愛好的であったことは何等疑問の余地がない。したがって戦争の危険は、この「ベルヒウム覚書」の判断とは全く反対に、再保障条約を通じてドイツがロシアにおいて占めていた最後の地位が更新の拒絶によって親仏的なロシア人の掌中に帰することになり、露仏同盟の締結がドイツ自身によって促進されたことになった時に、まさに生じてきたのである。

⑧ 「覚書」は、ロシアもオーストリアもこの条約によって惑わされると論評する。しかしロシアもオーストリアも、この条約によって迷わされることはなかった。この条約はオーストリアにも関係するものであり、同国は、三帝同盟（独・奥・露間に一八八一年に成立した）が継続されない場合には、同国をぬぎにしてドイツはロシアと交渉をもつ心算であることを、すでに通報されていた。しかもこのオーストリアに対する通報を起草したのは、ホルシュタインだったのである。そしてこの再保障条約を締結する際に、ロシアは独奥二国同盟（一八七九年成立）の内容を通知されていたのである。すなわち、オーストリアの存立のためには、ドイツは再保障条約にもかかわらず闘うであろうということは、ロシア政府にとって疑問のないところであったのだ。

⑨ 「覚書」によれば、この条約はドイツをロシア人の掌中へ

引渡し、ドイツのオーストリア、イタリアおよびトルコに対する関係を暗くすると見ている。ビスマルクは、もしもロシアがこの秘密条約をオーストリアに通知することがあるとするならば、それはドイツにとってはまさに好都合なことであると述べていた。

彼はそのような通報を自らオーストリアに対して行うことを好ましいことであると思っていたし、またオーストリアにとつてもそれは満足の行く通報になると確信していた。事実、カルノキーにとつて、そのような通知は何ら不安を与えるものではなかった。

しかしビスマルクは秘密の保持をロシア皇帝に約束していたので、そのような漏洩をしなかったのである。それ故、彼はオーストリアにも、またイタリアに対しても、再保障条約の存在を知らせなかったが、しかしこの条約の中でロシアとの間に取りきめた政策の方向については、それをドイツの基本政策として両国政府に示せば説明したのであった。一八八七年一月にイタリア首相クリスビーがビスマルクを訪れた際に、帝国宰相は「ロシア皇帝は、攻撃的意図を懐いている如何なる同盟にも加入せず、またドイツを攻撃しない決心を表明された」「ロシア皇帝は、ブルガリアの将来がどのようなふうとも、その問題のためにドイツが中立から逸脱するような動機にはならぬということ、また、ドイツの外交上の態度は、依然としてベルリン条約の諸規定に従うものであ

るということを知っている」と語り、更に、ロシアがコンスタンティノーブルを占領することは、ドイツにとっても、またドイツの同盟者にとっても有利なことと思考しているときえ述べているのである。

ドイツ外務省は、ツァーが自分の人気のためにこの条約の秘密を保持することに如何に苦慮していたかということを知っていた筈である。

① 「ベルヒヒュム覚書」は『コンスタンティノーブルの関門』*das Tor von Konstantinopel* たるブルガリとならびに西海峽」と述べているが、再保障条約ではその秘密議定書において「(ロシア)帝国のカギ」*la clef de Son Empire* だけがツァーに委ねられているに過ぎない。この「彼の帝国のカギ」が両海峽を指すものであることは全く語られなかったのである。「覚書」の中では、ビスマルクがロシアのポスポルス進出をドイツとオーストリアにとって有利なものと思倣していたことが、全く論議されていない。その代りに、東方戦争の場合にオーストリアとロシア間に個別的和解が生ずることを懸念している。しかしそのような懸念はむしろ第二義的なものにすぎず、ドイツはそれについてロシアと商議することができた筈である。事実ツァーとギールスとは、再保障条約の秘密付帯議定書を放棄する決心をしていたのである

から、カプリヴィやマルシャルが更新の交渉に入ったならば、それはドイツ側にも理解されたはずであった。

② 「覚書」では、再保障条約から生ずる利益はすべてロシアに役立つ、といっているが、この条約によってヨーロッパの全政治状態とドイツの強国の地位とを根柢から変化させる結果になった露仏二国同盟の実現が避けられたということは、一体ドイツにとってなら利益にはならなかったというのであろうか。かつて一八八六年に、アンドラシー(ベルリン会議当時のオーストリア外相)は、ドイツは三帝同盟において「秤の指針」となっているが、オーストリアのみと提携させられるならば、東方問題においてオーストリアに奉仕し、ドイツの利益をオーストリアのそれと一致させざる得なくなる、と述べ、その理由から三帝同盟不更新の必要性を主張したのであった。つまり三帝同盟からドイツの方がオーストリアよりもより多くの利益を得ているというのであるが、この同盟の「満了に鑑み、それを特殊協定によって強化する」<sup>③</sup>再保障条約が、ただ一方的にロシアのみの利益になるとはいえない。

③ 「覚書」では、ロシアはドイツの異議を恐れることなく東方戦争を開始することができ、それが本条約の意図であると主張されているが、この論証は誤った原則と不確実な前提に立ってなされている。もちろんビスマルクの見解においても、この条約

はロシアに対して、ブルガリアの軍事的占領やあるいはボスボルス進出を許容するものであった。しかし「覚書」が、そのような

ロシアの進出を、直ちに露墺間の戦争と仏独間の戦争——要するにヨーロッパ戦争と同一視しているのは誤りである。ビスマルクは、常に、ロシアのブルガリア・海峽進出は、イギリスとイタリアがロシアに対抗してオーストリアを支持しないしそれに加担する準備を整えているのでなければ、オーストリアを戦争へと導くことは決して行つてはならぬという立場をとつて来た。オーストリア政府も、ハンガリア議会の煽動があつたのに拘らず、ビスマルクに同調していた。カルノキー外相は、一八九一年当時でも、ロシアのブルガリアに対する介入と海峽における地歩の強化とが、オーストリアにとってははならぬ戦争理由とはならないと言明している。

すでにオーストリアは、一八八七年に第二次地中海協定（東方三国同盟）をイギリスおよびイタリアと結び、そのような状況の出現に対する予めの協定を結んでいた。それ故、「ベルヒュム覚書」において考慮されているロシアの進出に対して二つの可能性があつたのである。すなわち、東方三国同盟が傍観的態度をとることにより平和が維持されるか、あるいはロシアとこれら東方三国同盟間の戦争になるかのいずれかである。しかし、後者の場合

でも、それが同時にフランスのドイツ攻撃にとって、有利な条件と機会を形成するものとは考えられない。

「覚書」の「ドナウ河下流におけるオーストリアに対しての攻撃」は、ただブルガリア進出のみを意味するものではなく、オーストリアに対する直接的攻撃を意味するものと解そうとしているが、「（再保障）条約はそれにひきかえ、ロシアに対してオーストリア攻撃の権利を与えている」としていることは誤りである。何故なら、再保障条約第一条は、ロシアがオーストリアを攻撃する場合には、ドイツのロシアに対する好意的中立の義務は除外されているからである。ヨーロッパ戦争を望んでいたロシアの一部国民は、まさにフランスとの同盟を求めたのであり、彼等は露独の提携によつては行動の自由を縛られると考えていたのである。なおベッカーは、この部分に以下のような判断を下している

——この法律曲解的論証は、カイザーが歪曲された論拠と論理構成ともつれを簡単に解きほぐすことはできぬであろうことを勘定に入れていた、という疑念をいだかせるものである。この三百代言的論述はカイザーを当惑させ、しかもヴィルヘルム街（ドイツ外務省）の老練さを皇帝に印象づけようとしたものである、と。

④ 「覚書」は再保障条約が「三国同盟の条文ではないにしてもその精神に直接対立し、ドイツを友好列強との対立に陥れ

る」としているが、それは正しくない。<sup>①</sup>

ビスマルクは、彼によってひきおこされた条約の暴露問題に関して、一八九六年に次のようにのべている。「再保障条約は、ドイツにとっては、とくにツァー帝国の軍隊をフランス人の復讐熱に役立たせることを妨げるという目的があった。しかしこの条約の目標を達成することは、たんにドイツに関わることであったのではなく、オーストリア・ハンガリアにも関わるものであったのだ。オーストリアはそれによって、フランスがドイツを攻撃し、しかもその際ロシアによって支援された時に、フランスに対抗するその軍隊を出師させる義務から解放されたからである」と。ビスマルクは、再保障条約の成立直後にも、この条約がオーストリアに対して決して不誠実なものとはならぬことを、納得の行くように論述している。<sup>②</sup>一八八七年に三帝同盟の継続が不可能になった際も、ドイツ政府はこの同盟が後に復活する可能性を考慮して、「ロシアとの電線」を維持するように努力した。それ故、再保障条約は、その性格と効果において三帝同盟と等格の成果を得ることになったのである。そこからビスマルクは、再保障条約が三帝同盟と同様に、ロシアの膨脹衝動の方向をハブスブルクの境界から近東へとそらすのと「少くとも全く同様の効力をもった代用品」であると見做していたのである。<sup>③</sup>

三帝同盟とこのような関係に立つ再保障条約は、したがって、オーストリアの東方政策にドイツがひきずりまわされる危険を阻止する意義をもっていた。したがって、独逸二国同盟と三国同盟を顧慮して再保障条約を更新しないことは、このようなドイツの利益を放棄し、これらの諸条約の関係を誤認することを意味していた。ドイツとオーストリアのバルカンにおける利害は決して同一のものではなく、それは再保障条約の有無にかかわりないものであった。すなわち、ドイツが、バルカンに利益をもたず、ハブスブルクのバルカン政策のためにドイツの存立を賭けるような闘争へとまきこまれることを回避する政策を堅持する限り、両国のバルカンに対する利害は相違していたのである。ビスマルクの政策は、このような既に存在する両国利益の相違や矛盾を考慮し、それ故にこそ多くの同盟協商体系を編成したのであった。ところが「ベルヒェム覚書」は、そのようなビスマルクの政策を恣意的な諸矛盾であると見た。その限りにおいて、「覚書」は、オーストリア人以上にオーストリア的な利害に立つて再保障条約を検討しているといえよう。オーストリア外相のカルノキーでさえ、バルカン問題のためにオーストリアがロシアと戦争に至ることはないであろうが、たとえそうなった場合でも、「ドイツはこの戦争に仲間入りすることはないであろう。ドイツ・オーストリア間の

諸条約が全く防禦的なるものであることについては、全く疑念がない」と語っているのである。

シュヴァイツは、再保障条約が消滅した後になって、次のように記した。「三国同盟の内部においては、ロシアともっとも良好な関係に立つものが指導国である。我々（ドイツ）がオーストリアから別れようなどとは思ってもいないことはもちろん確かなことだが、我々は三国同盟から別れる犠牲を払ってもロシアとの関係を何時でも回復することができるのだということをオーストリアが知る時に、我々はオーストリアを最もよく確保することができるのだ」と。これこそは、ビスマルクのロシアとオーストリアに対する政策と一致した思考であった。独逸同盟および三国同盟と再保障条約との関係の根本はまさにそこにあったのである。

一八八八年、当時まだ皇太子であったヴィルヘルム二世に対して、ビスマルクは次のように意見を具申している。「いずれにせよ、ロシアに向う我々（ドイツ）の船が焼失してオーストリアだけが我々の唯一の支えとして残り、しかもロシアとフランスとを天敵の敵として我々もつことになった場合には、オーストリアは、一八六六年に我々が幸運にも排除することができたのと類似した影響力をドイツ帝国に及ぼし得ることになるであろう。オー

ストリア・ハンガリア国家に対する我々の関係の保障は、オーストリアが不当な要求を我々に対してなすならば我々はロシアとも協議しようという可能性に、大部分は依存しているのである。この可能性が失われるならば、その時にはオーストリアはこれまでよりもはるかに尊大な同盟仲間となることであろう」と。

このビスマルクの指摘が、再保障条約の消滅した結果、ドイツとオーストリア間の矛盾となって現実にあらわれたことは、後の発展がそれを示すところである。

④ 「覚書」は、ブルガリアにおけるロシアの進出がオーストリアとの戦争、そして恐らくはルーマニアとの戦争をひきおこし、ドイツもまたその渦中にひき込まれざるを得ぬようになるということを詳細に論述している。バルカンにおける紛糾とロシアの熱望によって生ずる世界戦争の危険は、このドイツとロシア間の条約によってではなくて、むしろロシアとフランスとの同盟の成立によって増大したことは、既に述べたところである。

① 「覚書」によれば、この条約はドイツとイタリア間の諸条約とも、その精神において対立する。しかし再保障条約は、オーストリアに対してと同様に、イタリアに対しては不誠実なものではなかった。それどころかドイツは、露仏二国同盟が成立した後には、再保障条約が存在していた時期と同程度の外交的奉仕をイ

タリアに対して示すことは、もはやできなくなったというのが事實である。すなわち、ドイツがロシアと条約関係を結んでいた當時は、ドイツはイタリアのためにパリに対して外交的圧力を加える力をなお持っていた。しかし露仏同盟の成立後には、フランスはそのようなドイツの圧力に対して反応を示さなくなった。そればかりではなく、イタリアの要求に対して、ドイツは同盟内において多くの譲歩をしなければならなくなったのである。

④ 「ビスマルク侯にとってさえも、この条約から利益を引き出すことには成功しなかった……」と「覚書」は批評する。しかし、ロシアとの関係において危機を孕んだ情勢が存在したが故に、それだけいよいよ再保障条約は必要であったのだ。確かにこの条約はそのような危機を解消することはなかった。しかし、この条約がなかったならば、この危険な情勢はもっと困難なものにはならなかったであろうか。

⑤ 「覚書」はフリードリヒ大王のウェストミンスター条約を引用して、ドイツの孤立化が再保障条約によって招来されるとする。しかし、この条約を更新しなかったことこそが、ドイツの孤立化に対する最初の契機となったのである。

⑥ 「覚書」では、ブルガリアに対するロシアの希望を沮喪させて、それがロシアのドイツに対する反感に転ずることのないよ

うに留意すべきであるとして、ドイツの今後とるべき対ロシア態度を考慮している。しかし、再保障条約を拒絶することが、はたして、ロシア人の希望を沮喪させ、疑心と反感をよびおこさずに済むことであつただろうか。歴史はそれに対する判定を下したのである。

⑦ 「覚書」は、ロシアとフランスの提携の危険は数年前よりも減少しており、そのような時に、再保障条約を通して、ブルガリアの冒険をおかすことをロシアに勧めることによって、露仏提携を促進することはドイツの利益にならない、と主張する。ここに暗示されていることは、再保障条約が更新されない場合にも露仏同盟は成立しないであろうという推測であるが、それは歴史によつて否定された。この条約は、ロシアとフランスの国民の間で相互に好意が増大したが故に、それが両国の同盟にまで発展することを阻止すべき役割をはたしていたのである。したがつてこの条約は、ドイツあるいは三国同盟がイギリスとの同盟によつて補強されない限りは、ドイツが宿命論的にその運命に屈従しようとするのでないならば、いよいよこれを維持する必要があつたのである。

⑧ 「覚書」は、この条約が、戦争に対するドイツの態度を國民に理解させることを困難にし、國民の熱烈な戦争参加の意欲を

失わせる、と判断している。再保障条約が平和維持を目標とすることは、既にのべた通りである。しかし東方問題のために戦争が勃発した場合でも、ドイツ国民はビスマルクの立場を十分に理解し、ブルガリア問題は「ボンメルンの一擲弾兵の骨」の価値もないことを認識したことであろう。それでもオーストリアとロシアの紛争に、ドイツが結局は関与しなければならなかった時には、ドイツが冒險的利益のために戦争を惹起するのではなくて、戦争が自己保存のためにやむを得ないものであることを明かに示す政策がとられた場合には、ドイツ国民は熱意に欠けることはなかったはずである。

以上が「ベルヒェム覚書」に対するベッカーの逐条的批判の概要である。

ベッカーも指摘しているように、「この覚書の思考の運び方は不自然にこみ入っており、その理由の説明はわざわざして作爲的である。きわめて関係の薄い可能性が甚しく弁証の労力をかけて探究されており、それに反して、不更新がロシアとドイツの關係にどんな作用を及ぼすことになるかという、最も重大で切実な問題は全く考察の範囲に入られていない。こゝにおいては賛成か反対かの客観的

な考量が問題ではなくて、不更新の必要性を証明しようとする意図がそもそものはじめから根本に存在しているものであり、しかもこの証明はあらゆる手練手管と良心のない詭弁を弄して行われている。この覚書はたゞ瞞著にすぎないと評価し得る」と言い得るであらう。<sup>①</sup>

この詳細をきわめたベッカーの論評は、しかし、多くの要因を雑然と列挙した「覚書」の行論に忠実に則して、その各部分ごとに論評を加えるという入念さのために、反論に多くの重複を来たすことを避けられなかった。三国同盟、ことにオーストリア・ハンガリアに関わる部分はとくに重視され、さまざまな方向から反論を加えている（とくに⑧⑨⑩⑪⑫）点ではすぐれているが、そのためにかえてベッカー自身も、独逸關係がビスマルク時代におけるドイツ對外政策の決定的な焦点であるかの印象をのこしているように思われる。さらに彼の論評も、再保障条約の不更新が決定的事実となった後に生じたドイツとヨーロッパ列強との諸關係の發展という、いわば結果を基準にした批判をやはり多く含んでおり、ことに露仏同盟の成立が常に念頭から離れない（とくに⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺）。

そこで、ベッカーの見解を尊重しつつも、ここでは、不更新理由の検討を、まさにカプリヴィ、ベルヒェム、ホルシュタインが「覚書」を作成した当時、つまり一八九〇年三月二三日——二五日にひきもどし、かつ彼等の不更新理由をこの時点におけるビスマルク体制全体との関連において理解して見たい。すなわち、不更新を決定されたこの条約が、「覚書」の論証するように、ビスマルク体制の他の諸条約と相容れない矛盾する性質のものであったかどうか、そしてベッカーの指摘しているようなこの再保障条約において意図されていたビスマルクの構想と「覚書」の思考とがどのように異なるかを吟味する。何故なら、「覚書」はしばしば「条文の辞句はともかくその精神において」と称し、ビスマルク体制の諸条件の条文とその条文の裏にある精神とを分けているからである。

- ① G. P., VII, Nr. 1368, Anm. \* S. 5. 本稿前節註⑧(四四頁)参照。
- ② G. P., VII, Nr. 1372 ff. Vgl. Oncken, a. a. O., S. 389 f. u. s. w.
- ③ Becker, O., Bismarck und die Einkreisung Deutschlands, Bd. II: Das französisch-russische Bündnis, Berlin 1925 (fotomechanischer Nachdruck, Köln, 1960), S. 46-54.
- ④ 『ルビエール』、ナツジ G. P. 編者『ベルヒェム覚書』の中央附註ページ。G. P., VII, S. 5, Anm. \* Vgl. G. P., V, Nr.

1099 u. 1100.

- ⑤ Becker, a. a. O., S. 47, Anm. 2.
- ⑥ 再保障条約前文。G. P., V, Nr. 1092, S. 253.
- ⑦ G. P., VII, S. 6, Anm. あたかも再保障条約は三国同盟の「条文の辞句ではないにしても、その精神に」直接対立するものであるかの如き見解に対して、ビスマルクは断乎として反対した。一八九六年一月三十一日の、Hamburger Nachrichten: 紙の論説は、「同紙の二月二四日に掲載された有名な「暴露」論説(本稿三四頁)を弁護するものであった。曰く「一八九〇年に満期となったドイツ・ロシア間の協定が、信義上三国同盟に条約的に対立するものではないという主張は、同協定を知っており且つ三国同盟の諸条項を深く読みこんでいるものにとっては、全く根拠のないことである」と。(Hofmann, a. a. O., Bd. II, S. 374)。外務卿マルシャルは「一八九〇年の不更新が決定的となった三月当時には、再保障条約が三国同盟条約と矛盾するというベルヒェム・ホルシュタインの見解に追隨していたことは明らかであるが、そのマルシャルも一八九六年一月一六日に、ビスマルクの暴露によってひきおこされた帝国議会の質問の機会には、両条約の矛盾性というベルヒェムの理論を、できるかぎり忌避した。曰く「余(マルシャル)は、ドイツの側から、あたかも現存の諸条約と矛盾する何事かが、さる国と協定されたことがあるかの如き考えを、断々乎として否定するものである。そのようなことは、条文の辞句においてもまた精神においても生起したことはなかった。何故なら、かつて我々によって協定を結ばれたものは、平和に奉仕すべきものであったのであり、したがって、我々の(現存の)諸条約と同じ目的に役立つものであった筈だ」云々。
- ⑧ G. P., V, Nr. 1100.
- ⑨ G. P., VI, Nr. 1341.

三

そこで、ビスマルク体制といわれる彼の同盟協商の体系——再保障条約もまた当然その中に編入されているのであるが——における再保障条約の地位・關係を見なければならぬが、その前提として次のことを注意しておきたい。それは、十九世紀のヨーロッパ国際政治が、ウィーン体制以来いわゆる「商議外交」die Konferenzdiplomatieの原理に基礎づけられていたということである。「今日の技術の発達が急速に進展しつゝある時代においては、交通機關は、國際的交渉が各国の外交上の代表によって行われる面を、とくに重要な問題に關しては、よりせざるようになり、各国の指導的政治家達自身の直接的な會談によって運ばれる分野をいよいよ広くしてきている。すなわち、比較的限定された通信・交通技術しかもっていなかった十九世紀初期の商議外交は、國家間の諸關係を義務拘束として決定すること、つまり条約による固定化を助長した。ひとたび大きな努力を払って各国の責任ある指導的政治家達の會合が

催された時には、あるひとつの確乎たる結論に到達しなければならなかったのである。今日の政治家達の間では、政治的接觸が継続的に、しかもそれ程多額な費用もかけずに繰り返し行われ得るのであり、そのような継続的に直接的な接觸がなされ得るような場合には、國家間の政策決定を遷延させる様相、つまり条約による確定固定化を避けて、法的な性格の少い、より實際に則した暫定的な解決にもって行く性格が促進される<sup>①</sup>。

ビスマルクがヨーロッパ的政治家としてヨーロッパ國際社會の舞台に現われた時は、ウィーン体制の崩壊した後にあたり、この商議外交は、列強關係においては破綻していた。同盟・協商網をはりめぐらすビスマルクの「秘密外交」——彼自身の言葉によればそれは「利害政治」とよばれるのだが——が展開されるのは、まさにそのようなヨーロッパ國際關係の状態を基盤としていたのである。かかる同盟・協商体系は、一八九〇年三月當時には、およそ次のように理解しうらと思う。

[I] まず再保障条約（一八八七年六月一八日成立）の内容を見るなら、それは次の二点に要約される<sup>②</sup>。

(1) ヨーロッパ列強の勢力関係におけるドイツとロシアの均衡に関する協定（第一条……具体的にいふならば、ロシアがオーストリアから、またドイツがフランスからそれぞれ

均衡を受けた場合には、ドイツとロシアとはそれぞれ好意的中立を維持する義務を負う。但しそれは、オーストリアが単独で（つまり西欧列強、とくにイギリスとの提携なしで）、またフランスが単独で（つまりロシアとの提携なしで）、それぞれロシアとドイツに対して攻撃を加えた場合を、豫測された前提としたものである。しかしそのようなことを、オーストリア、フランスが敢えて遂行しようとするような実情であったらうか。

さらにドイツがフランスを、ロシアがオーストリアを攻撃した場合には、両国相互の友好的中立義務は適用されないものであり（第一条、第二項）、したがって、ドイツがフランスを攻撃した場合にはドイツはロシアのフランス援助によるドイツ東部国境の脅威を、またロシアのオーストリア攻撃はドイツ、さらにはイギリスをはじめとする西欧列強の共同的対抗をそれぞれ懸念しなければならぬのである。

そのような可能性をもった状態で、ドイツ、ロシア両国は、

それぞれヨーロッパの全般的戦争を自己の側から惹起せしめ得ることであつたらうか。

第一条は、まさに、平和と列強秩序の現状維持を確保しようとするものではないであらうか。

(2) バルカンおよび東方に関するベルリン会議（一八七八年）の諸決定の再確認とその遵守に関する相互諒解（第二条、第三条および秘密付常設議定書1及び2）……この条約のもつとも具体的な利害問題を構成している。その中でも、とくに①バルカン半島の現状維持とブルガリアおよび東ルーマリアに対するロシアの優位の承認、②海峡の中立に対する共同監視、およびそのためのロシアの措置についてのドイツ側からの支持、という事柄が中心内容であるが、これ等の諸点に関しては、既に見たように、論議が多く生じて来るのである。

このような再保障条約が、一八九〇年三月当時に、他の諸条約とどのような関係に立つべきものであつたかを対比して見る。

〔II〕 ドイツ・オーストリア二国同盟（一八七九年一〇月七日

調印、一八八三年三月二日更新、一八八八年二月三日公表<sup>③</sup>——

この条約は、ロシアの攻撃に対して共同で防衛を行うことを明記している（第一条および第二条第二項）。すなわちそれは、ロシアがオーストリアとドイツのいずれかを攻撃した場合は、あるいは他列強がロシアの支援をうけて両国の何れかを攻撃した場合（ということは、具体的には、フランスがロシアの支援を受けてドイツを攻撃した場合を主眼とするのである）、両国は共同して戦う。また両国のいずれかがロシア以外の一強国から攻撃を受けた場合（ということはフランスがドイツを攻撃した場合を予想している）、両国は相互に好意的中立を保つというのである（第二条第一項）。

この条約に対して、再保障条約が条文上では全く抵触しないことは明かである。しかも両国は「純粹に防禦的な協定に、如何なる攻撃的傾向をも加味しない」（前文）し、ロシア側から万一脅威を受けると思った場合には、この二国同盟の内容をロシア皇帝に通知することを約しているが、それはロシアに対して、ロシアのドイツ・オーストリアのいずれかに対する攻撃は、両国を相手とする戦争を遂行する結果になることを豫め通告するものであった（第四条）。この措置は、一種の威圧をロシア皇帝に向けることにより、

その野心を制御し、ヨーロッパ戦争の勃発を未然に防ぐことを考慮したものである。

しかし、そのような万一の状態が発生するよりも先に、一八八一年にはドイツ、ロシア、オーストリア間に三帝同盟が締結され、さらに再保障条約が成立して、ロシアの対独・墺対抗は、この二国同盟条約に規定されているような敵しい方法を回避して、他の外交手段によって緩和させることができたのであり、一八八八年二月には、独墺二国同盟はその内容が公表されたのであった。

したがって、独墺同盟条約の第四条が一八八八年二月以降に周知されても、それはむしろ再保障条約第一条の保証によって、少くともロシア政府の反ドイツ的行動を契機づける危険を回避させていたのである。ことにこの独墺同盟が、オーストリアのバルカンにおける利害をなら保証するものでなかったことは明らかであり（条約の前文には「ベルリン會議の協定によって創出されたヨーロッパの平和を強化すること」がうたわれているに過ぎない）、バルカン・東方問題を契機とするドイツ・オーストリアの対露提携を導くべき条件を備えていなかったことは、再保障条約と矛盾するも

のではなく、ロシアの対ドイツ信頼感を傷つけることにもならなかったのである。

それどころか、一八九〇年当時、再保障条約が更新されない場合には、ロシアはすでに独墺同盟の内容を知ってしまっていたのであるから、むしろ逆に、独墺の提携による対ロシア脅威を、今度は明自な可能性として考慮しなければならなくなったことは、理の然らしむるところであったといえよう。

〔Ⅲ〕 ドイツ・オーストリア・イタリア三国同盟（第一次、一八八二年五月二〇日、第二次一八八七年二月二〇日、第三次一八九一年五月六日締結<sup>④</sup>）——この条約と再保障条約との関係については、すでにベッカーも詳細に論じているところであるので多くを語る必要はない。たゞ大略のことを次に述べよう。一八九〇年三月当時存在していた三国同盟条約は、第二次条約であり、それは第一次をそのままの形で延長したものであった。ただし、第二次同盟の際には、ドイツとイタリア、オーストリアとイタリアの間にそれぞれ個別の特殊協定が結ばれたから、この二つの個別協定をあわせて、再保障条約との関係を考慮しなければならない。

この条約で再保障条約との不一致が問題になるとするなら、それは三国同盟条約の第三条および第四条と、再保障条約の第一条との間に存すると思われる。前者の第三条は同盟国中の一国あるいは二国が同盟外の二強国から攻撃をうけ戦争になった場合には、全同盟国に *casus foederis* が発生することを協定している。これを具体的にいえば、ドイツあるいはオーストリア、またはこの両国が、フランスとロシアとの提携による攻撃をうけた場合であるが、それは前述の独墺二国同盟の場合と同様に、再保障条約とは全く抵触しない。第四条は、三国同盟外の一強国が同盟国中の一国に対して脅威を及ぼし、戦争となった場合には、他の二同盟国は好意的中立を守るとともに、参戦の権利を留保すると規定している。これは具体的には、ロシアのオーストリア攻撃、そしてフランスのイタリアないしはドイツ攻撃の場合であるが、前者についてはドイツがロシアに対して好意的中立を維持する義務がないことは、再保障条約の認めているところである。したがってその際、ドイツがオーストリア側に加担して参戦する権利を保持しても、それはロシアに対する不信行為とはならなかった。

さらに三国同盟においても、ドイツはオーストリアのバルカン・近東に関する利益に支援の約束をしていない。その意味では、二国同盟もまた三国同盟も、純粹にヨーロッパ列強の勢力均衡にかかわる防禦同盟としての限界内に止まっていたのである。したがってバルカン・海峽問題で、ドイツがロシアの措置を承認することが、再保障条約中で約束されていても、それはこれら同盟諸国に対する背信とはならなかった。「ベルヒェム覚書」のように、これをオーストリアに対するドイツの關係に矛盾するものと見ることは、ベッカーの指摘しているように、ドイツのこの方面における利益をオーストリアのそれと完全に一致するものと暗々裏に考えることが大前提となった場合に、はじめて成り立つものであった。そのような思考はビスマルクが常にきびしく戒めて来たところであり、そこに後述の地中海協定が重要な役割をしめる所以がある。オーストリアがバルカンにおいて感ずる利害は、決してドイツの利害とはならなかったのであり、ビスマルクがしばしば繰返したように「東方における無関心」こそがドイツの政策であった。<sup>⑤</sup>

三国同盟と再保障条約とは「その条文においてはともかく、

その精神において」ドイツの外交政策の矛盾であったわけでは決してない。なおドイツ・イタリアの個別協定において、少しでもロシアの利害とイタリアの利害に関わるものは、その第一条であるが、これはベルリン条約における秩序の再確認という原則を示すものであり、殆んど問題にすべき点はないように思う。

〔W〕 ドイツ・オーストリア・ルーマニア同盟（第一次一八八三年一〇月三〇日、第二次一八九二年一月二三日参加）<sup>⑥</sup>——この同盟は、まずオーストリアとルーマ間で条約を締結し、その直後にドイツがそれに加入する形式をとっている。さらに一八八八年にはイタリアも加盟した。一八九〇年当時に効力をもっていたのは、その第一次同盟条約であるが、その前文には「独逸二国同盟が結んでいる友誼をあらゆる可能性に対して確保するという目的に対応しようとする」ことが謳われている。すなわちこの同盟は、中欧同盟に対する補強である。この条約の中で、一八九〇年三月当時にペテルスブルク駐劄ドイツ大使のシュヴァイニッツが「再保障条約と全く相容れない」ものを認めたとするなら、それはとくに同条約の第二条と第三条であろう。しかし締約

国の軍事的共同行動について規定した第三条は、第二条を前提条件とするものであるから、中心問題は第二条にしばられると見てよい。こゝには、ルーマニアが攻撃をうけた時には、オーストリア（従ってドイツ、イタリアも共に）が適切な時期に援助救援を行い、オーストリアがそのルーマニアに隣接した部分を攻撃された時には、ルーマニアに対して *casus foederis* が発生することが義務づけられている。

これはロシアを攻撃国として想定していることは明かである。「ベルヒェム覚書」においても、ルーマニアに関する問題は、戦争の勃発した場合を念頭においてロシア、オーストリアの作戦行動を推定し、そこからドイツが *casus foederis* によって戦闘にまきこまれると見ている。

しかし、この第二条の再保障条約第一条に対する関係もまた、前述の独墺同盟や三国同盟の場合と同様に、決して矛盾するところはない。問題は、再保障条約の不更新を必要と認めた人々のルーマニア関係についての論拠が、バルカン問題ではロシアとオーストリアとが衝突すべきものであるという大前提に立ち、しかもドイツはオーストリアを支援しなければならぬと考えていた点にある。むしろ、そ

のようなルーマニア危機が迫ったとしても、ドイツは、このルーマニア同盟条約の第二条に示された「適切な時期」と、第三条の軍事行動の協議をもつて、一方ではオーストリアとルーマニアを牽制するとともに、他方では再保障条約第一条によってロシアを牽制することも可能であったのだ。

再保障条約の「バルカン半島におけるロシアの歴史的に獲得された権利」がルーマニアをも指しているということなど全く明示されていないことであり、仮にたとえそうであるにしても、それがロシアのルーマニア攻撃に対して再保障条約が承認を与えたものだと決して言えないのである。なお第二条には、元来ロシアからの攻撃ということが明記されていたのだが、これはビスマルクの意見によって削除されたことも、この条約が戦争の刺戟剤にならぬよう努めた彼の配慮を物語っている。

[V] イギリス・イタリア・オーストリア地中海協定（一八八七年二月成立）<sup>⑧</sup>——一八八七年には、しばしば「地中海協定」と称せられる列国の協商が三つ形成されている。まず二月一二日イギリスとイタリア間に、地中海・アドリア海・エーゲ海・黒海を含み、北アフリカのエジプト、ト

リポリ、キレナイカに関する協定が結ばれ、五月二三日オーストリアがこれに加入する。次に五月四日スペインとイタリアの間に、フランスに対抗した地中海に関する協定が結ばれ、ドイツとオーストリアがそれぞれ五月下旬に加入している。

以上の二協定は、主としてイタリアの地中海における地位を強化したものであり、フランスに対抗する限りにおいてはロシアとフランスの接近に対する重要な防波堤の補強という意義はあるけれども、再保障条約には直接的に関与するところは少い。

これに対し、同年一二月にイギリス・イタリア・オーストリア間に覚書が交換された第二次地中海協定は、しばしばバルカン三国同盟とか東方三国同盟と称せられるように、バルカン、両海峡に関して協定され、それは再保障条約に對してきわめて深い関係をもっている。この協定にドイツは加入していない。したがって「新航路」の首脳が再保障条約更新を検討した際に、外務省の關係条約文書の中にはたして入っていたか、そして彼等がこの協定をも併せ吟味したかは不明である。しかしこの協定成立に際しては、

ビスマルクがきわめて積極的な促進の役割をつとめ、ことにオーストリアに對し、そのバルカン、海峡における利害の強化のためにこれを慫慂し、イギリスとの提携のためには、秘密条約である例の独逸二国同盟条約をイギリス首相ソールズベリーに内示することすら辞さなかつた（もっともこの条約は、同じく一八八七年に成立した再保障条約の交渉の際にも、ロシア側に内示されており、また翌一八八八年二月三日にはひろく公表されるのである）。したがってこの地中海協定は、成立の頭初からドイツ側には通知されており、一八九〇年当時にはドイツ外務省がその内容を知っていた筈である。

この地中海協定は、しかし、バルカン、両海峡およびオスマン帝国のヨーロッパ的地位について、再保障条約とは条文の辭句においても明らかに對立すると思われる内容を協定している。すなわち、ブルガリアおよび東ルーマリアのトルコ主権下における自治と海峡の艦艇に對する関鎖とに關して、再保障条約とその秘密附帶議定書が、ロシアの「優越性」とツァーの必要な際における海峡地域の「ロシアによる防衛」とを認めるのに對し、地中海協定は、これを絶対に容認し得ぬという原則を謳っている。それ故、地

中海協定の一員としてのオーストリアに対するドイツの關係が、再保障条約のパートナーであるロシアに対してのドイツの關係と齟齬を生ずる契機を含んでいたことは否まれない。もちろんドイツは地中海協定の一員ではなかったから、再保障条約と地中海協定の不一致をもって、直ちにビスマルクの同盟・協商政策の矛盾であるというわけにはいかない。事実ビスマルクもそれを知っていて、列強のバルカン政策の葛藤の中で意識的にこの两条約の喰い違いを利用している。まさにそのような地中海協定こそは、後で触れるように、ビスマルク体制の中で特殊な意味を与えられていたのである。

以上のようなビスマルク体制の諸条約を通覧して、我々は次のようにこれを総括しようと思う。

まず、ビスマルクの締結した同盟や協商は、いずれの場合においても、いわゆる防禦同盟の原理が一貫して基礎づけられている。すなわち、条約締結国はいずれも、自己が戦争の挑発者となるときには、ドイツがその攻撃国の好意的中立者、友誼の提供者、さらには共同行動者として立ち現われることを約束されていないし、また期待すること

もできない。それどころか、挑発者に対して他強国とともに對抗者となる鍵がビスマルクの掌中に握られているのである。もちろん、防禦同盟の名において攻撃の有利な条件を相互に承認しあうことは、外交の常套手段である。しかし、例えば、独逸二国同盟や三国同盟に示されているように、彼の同盟条約は、ヨーロッパ諸列強の国家的存在そのものにかかわる安全保障だけを目標としており、列強のヨーロッパ内における国家的利益追求（国境線の拡大や他国に対する優越権の如き）を相互に牽制させ、結局はヨーロッパ内における列強秩序の安定化に主眼がおかれているのである。そしてこの秩序がフランスの孤立化における他列強の提携というビスマルクの構想によって導かれていたことは周知のところである。この關係における再保障条約の機能は、ロシアとフランスとの結合を牽制し妨げることであった。中欧列強の利害調整と結合強化によるフランス牽制は三国同盟に基礎をおき、さらに地中海協定をこれに配することにより、イギリスを連撃させることで体系立てられた。同様の牽制は、東方に関しては、再保障条約がそれを演ずべきものであった。ロシアとしても、クリミア戦争の苦杯

を再度体験することを避けるためには、ドイツの存在がいよいよ必要となったのである。こうしてヨーロッパの伝統的な国家系は、ビスマルクの構想によって整備されたのである。

しかし、列強のナショナル・エゴイズムは、ヨーロッパ内のこの均衡の星座関係のみをもつて満足させられるものではなかった。オスマン帝国領（北アフリカ、地中海、バルカン、両海峡等）に対する列強の勢力設定は、かえってヨーロッパの均衡秩序に重大な変動を及ぼす要因となっていたのであり、列強のかかる利害関係を全く無視し得るものではなかった。そこに一八七八年のベルリン条約が占める「商議外交」としての重大な意義がある。この会議において国際的に協定されたものこそは、列強の利害政策を調整する国際政治の尺度とされた。再保障条約と地中海協定とは、その典型的な表現であった。ビスマルク体制の諸条約はすべて、このベルリン協定を基準として利害関係を承認し合うことになった。それにより、東方に関する利害調整外交は、ビスマルクにおいては、今や再び列強のヨーロッパ的均衡秩序維持のための手段と化したのである。

この列強秩序維持と利害調整というビスマルク外交の二つの原理をもとに具えていたものこそ再保障条約であった。その意味において、この条約は、ビスマルク的国際体制の単なる一構成部分であることにとどまるのではなく、ヨーロッパ列強の東西関係にいわば架橋の役割を演ずると同時に、ビスマルクの商議外交と彼の構想から発した均衡政策という二本の柱を接合する役割を占めているのである。

この間にあって、再保障条約と地中海協定との利害対立は、むしろベルリン体制という商議外交を維持する上で必要な手段であった。すなわち、オスマン帝国をめぐる列強利害の交錯が常に存することこそ、かえって列強がベルリン条約の原則をくり返し確認することになり、ひいては列強がヨーロッパ内における現秩序の維持へと努力する契機を再生産することになるからである。しかもその間にあって、ドイツは、この商議外交の主宰者たる地位を掌握し、またヨーロッパ均衡の運営者たる地位をも同時に保有することになるのである。ただしこのようなヨーロッパ政治の指導的地位を維持するためには、ドイツ自身がヨーロッパと近東において利害政策を追求しないことが必要条件とな

っていた。「ドイツ帝国は（ヨーロッパの）飽和せる国家である」とか「ドイツは東方において何の利害もたない」という、彼のしばしば繰返し語られた表明は、ヨーロッパの均衡の運営者、東方に関する利害政策の「誠実な仲介人」、商議外交の主宰者たる地位に必要かくべからざる条件であった。これがビスマルク体制と称せられる国際体制の構造であったのである。再保障条約は、かかる体制の一要素であるとともに、その基本的諸要素に対する結合の機能をも演じていたのである。

再保障条約の不更新には、非常に多くの賛否両論がたたかわされた。<sup>⑨</sup>第二次大戦後にも、その『ビスマルク伝』によって学界に論争ひきおこしたアイクは、次のようにこの条約の不更新を評価している。

「ベルヒエムのような、ビスマルクに対してなんら怨恨の疑もないような人物でさえも、条約の更新に反対票を投じているのだが、そこで我々は、（不更新の）決定を与えた根拠が個人的なものではなくて、客観的な理由にもとづいていたのだと受取って差支えない。……あらゆる批判にも拘らず、この決定は、自分の同盟仲間をひそかに裏切るこ

とに、性格的に合わない一人の誠実な人物（カプリヴィ）の下した決定であった」と。

さらにアイクは、再保障条約不更新を非難する人々の挙げている理由は、露仏同盟という結果からなされるが、ビスマルクでさえ露仏の接近を豫期していたのであるから、この批判は不当であると主張している。そしてカプリヴィにもしも不更新の責任があるとするならば、それは、彼のロシアに対する拒否の仕方があまりにも行過ぎであった点だとしている。<sup>⑩</sup>

アイクの論述が、「ベルヒエム覚書」の性格についての史料批判にはなほだ欠けており、またその内容——とくにビスマルク体制に対する——の理解に欠けていることは、もはや多弁を要しないであろう。再保障条約は、ビスマルク体制にとって、他の方法によって補われるのでなければ、不可欠な支柱であった。したがって、この条約がロシアの反ドイツ的輿論を抑制するという目に見える効果をならあげることができなかったにしても、ドイツとしては、この条約の延期を自ら拒否してロシアとの「電線」を断ち、ロシアの不安を増大させ、しかもドイツ自身、ヨーロッパ

列強の諸關係の中で、國際的利益陣營の一方を撰択するかの如き外観を示すべきものではなかつたと思ふ。

カプリヴィが不更新決定の際に、「事態は余りに複雑であり、五つのポールを同時に取扱うことは自分にはできないから、それを簡素化しよう」と思った時、そこにホルンユタイン達のビスマルク失脚に対する陰謀劇が行われていたということは別にして、全く国家理性的見地から考えて見ても、彼等「新航路」の指導者達は、ビスマルクの遺産の本旨を誤認していたといわざるを得ない。すなわち、彼等の主觀的意図が奈辺にあつたにせよ、再保障條約の不更新は、ビスマルク体制の根本原理についての彼等の輕薄な理解から生じたものであつたといわれなければならぬ。彼等は、ごく普通の凡俗な意味における利害政策、つまりドイツ國民國家のナショナル・エゴイズムのみを計算したのであり、他の列強と肩を並べ対等な利益を主張する主權國家にまでドイツをひきずり下し、ベルリン會議以來ビスマルクが非凡な努力を支払つて、漸くにしてかち得たヨ

ロッキン國際政治における主導的地位（それは彼の場合には「潜在的覇權」とでも言うべきものであつた）<sup>①</sup>から、自ら身を賤しくして退席したのである。

- ① Schieder, Th., Staat und Machtpolitik im Industriezeitalter, in: Staat und Gesellschaft im Wandel unserer Zeit, 1958, S. 98.
- ② G. P., V, Nr. 1092.
- ③ G. P., III, Nr. 486 und 582, V, Nr. 1116.
- ④ G. P., III, Nr. 571, IV, Nr. 858 u. 859, VII, Nr. 1426 u. 1427.
- ⑤ Bismarck, O., Reden, Bd. XII, S. 216f.
- ⑥ G. P., III, Nr. 587 u. 598, VII, Nr. 1487.
- ⑦ G. P., VII, Nr. 1392. なお「ルーツィン」の條約に対するマニヤイニツンの意見についての批判、およびビスマルクの同條約に対する評價については、Becker, a. a. O., S. 58 ff. 参照。
- ⑧ G. P., V, Nr. 938 u. 940.
- ⑨ 鹿島、前掲書 三二七頁以下参照。
- ⑩ Eyck, E., Das persönliche Regiment Wilhelms II., 1948, S. 34 ff.
- ⑪ 拙稿「前掲「ビスマルク問題覚書」参照。

〔本稿は昭和四一年度科学研究費（総合）による分担研究の一部である〕

（大阪大学助教授）

were observed in the Tun-huang Ch'a-k'o-pu 敦煌差科簿 and the existence of the prescription that the payment in kind all could be imposed as the labour work only in case of imposition of Yao-i 徭役 in need of the government, the then government of the people was thought to have nothing better than that of the person. Therefore, the violence of government control over the person might cause the incompatible conditions with the construction of K'ou-fên-t'ien; then it is the very superficial opinion that Pan-t'ien in the Chün-t'ien system should be considered as a mere fixed grant of land. Supposing that the rest labour powers accepting the government control over the person were almost allowed to transfer the given fields to private management, it was not until each house might construct the given fields. Being unable to consider the Chün-t'ien 均田 system as a false one, we should acknowledge it the very land system that brought sternness of the government control over the person.

Eine Wiedernachprüfung über die Nichterneuerung des  
Rückversicherungsvertrages von 1890

von

Takehiko Okabe

Seit langem weist man sich sehr oft nach, wie entscheidend die Ablehnung der Verlängerung des deutsch-russischen Geheimvertrages im Juni 1890 den wichtigsten Anlaß zu dem Zerfall des sog. Bismarck'schen Systems gab, weil sie bald die Gründung des russisch-französischen Zweibundes als ihren Erfolg hergebracht hat. In Wirklichkeit ist doch diese Entente nicht sofort nach dem Ablauf jenes Rückversicherungsvertrages entstanden. Nach meiner Meinung können wir schon in der Aufzeichnung Berchems vom 25. März dieses Jahres, in der der Widerspruch gegen seiner Erneuerung von vielen Seiten her behauptet wird, den Keim erkennen, der die weitere Führung des von Bismarck geschickt konstruierten Staatensystems ungültig machen soll. In diesem System spielte der Vertrag eigentümlich die Verbindungsrolle der beiden wesentlichen Prinzipien, die Bismarck für die auswärtige Politik des Reiches eifrig verfolgte; die Isolierung Frankreichs im Westen sowie die Aufrechterhaltung des Berliner Abkommens als der Konferenzdiplomatie im Osten. Auf diese Weise konnte er in der europäischen

Staatenwelt die Initiative — die „latente Hegemonie“ — festhalten. Die Führer des „Neuen Kurses“ haben diese Verhältnisse leichtfertig mißverstanden und sogleich die leitende Stellung Deutschlands von selbst aufgegeben, die Bismarck zurückgelassen hatte.

## Birth of Democracy

—through the *Kazutami Ukita's* 浮田和民 thought—

by

Matahisa Miyamoto

In this article, through the examination of *Kazutami Ukita* 浮田和民 as the managing editor of the magazine, “*Taiyo* 太陽”, we consider the birth of *Mimpon-shugi* 民本主義 or democracy. His idea of democracy consists of two opinions, one is execution and development of constitutional government as a prosecuting method of administrative power, and the other execution of social policy and imperialistic development as a prosecuting object of power. At the crisis of Japanese imperialism, his opinion is a conservatism to meet the crisis by the development of constitutional government, against the reactionary power on one side and against the socialistic power on the other. Such idea of *Ukita's* is thought to be strengthened through his keen feeling of the crisis of Japanese imperialism, the High Treason case and the Korean Annexation.

From the view-point of the conservatism confronting the crisis, the birth of democracy can be temporarily settled in the forty-third of *Meiji* 明治, the year of the High Treason. Democracy had a tendency to decay after the peak in the eighth of *Taisho* 大正, and came to an end in the Second *Wakatsuki* 若槻 Cabinet, the revival of which is considered to be post-war “democratization”.